

報告第6号

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）をつけて報告します。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉田 一 四

1 健全化判断比率

(単位：%)

|           | 平成30年度<br>決算 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 備考 |
|-----------|--------------|---------|--------|----|
| ①実質赤字比率   | -            | 13.80   | 20.00  |    |
| ②連結実質赤字比率 | -            | 18.80   | 30.00  |    |
| ③実質公債費比率  | 17.2         | 25.0    | 35.0   |    |
| ④将来負担比率   | 43.0         | 350.0   | -      |    |

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称    | 平成30年度<br>決算 | 経営健全化基準 | 備考 |
|------------|--------------|---------|----|
| 宅地造成事業特別会計 | -            | 20.0    |    |
| 水道事業特別会計   | -            | 20.0    |    |
| 下水道事業特別会計  | -            | 20.0    |    |

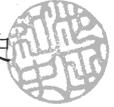
(備考)

資金不足が生じない場合は、「-」と記載する。

多 監 第 1 7 号  
令和元年8月21日

多可町長 吉 田 一 四 様

多可町監査委員 池 田 和 史



多可町監査委員 大 山 由 郎



平成 30 年度多可町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算  
審査意見書並びに平成 30 年度多可町健全化判断比率等に係る  
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、  
審査に付された平成 30 年度多可町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会  
計歳入歳出決算について、それぞれの決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査  
した結果、別紙のとおり意見を付する。

並びに、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第  
1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び公営企業資金不足比率  
について、その算定に基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙の  
とおり意見を付する。

# 平成30年度多可町健全化判断比率等に係る審査意見書

## 1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

|                 |            | 平成30年度<br>決 算 | 早期健全化基準<br>経営健全化基準 | 財政再生基準 | 備 考 |
|-----------------|------------|---------------|--------------------|--------|-----|
| 実 質 赤 字 比 率     |            | —             | 13.80              | 20.0   |     |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 |            | —             | 18.80              | 30.0   |     |
| 実 質 公 債 費 比 率   |            | 17.2          | 25.00              | 35.0   |     |
| 将 来 負 担 比 率     |            | 43.0          | 350.0              |        |     |
| 資金<br>不足<br>比率  | 下水道事業特別会計  | —             | 20.0               |        |     |
|                 | 水道事業特別会計   | —             | 20.0               |        |     |
|                 | 宅地造成事業特別会計 | —             | 20.0               |        |     |

### (2) 個別意見

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率

当町においては実質赤字、連結実質赤字ともに発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

- ・実質公債費比率

昨年度の16.8から0.4ポイント悪化し17.2となった。同比率は、過去3年間の平均となっているため、分析について平成30年度と平成27年度の比較を行うと、元利償還金が1,319万6千円増加となった。また、公営企業会計繰出金や一部事務組合への負担金を含む準元利償還金は6,123万5千円増加した。標準財政規模については、1億289万9千円増加となったものの、一時借入金利子を含め公債費等の総額が7,450万円増加し、交付税算入額が2,545万9千円

減額となったことにより悪化している。

有利な起債を活用した経営がなされていることは評価できるが、普通交付税の段階的縮減は令和3年度まで続くため、これまで以上に交付税情報に注視するとともに、公債費負担の適正化は急務であり、持続可能な財政水準の堅持に努められたい。

・将来負担比率

昨年度の37.6から5.4ポイント悪化し43.0となった。これは、昨年度と比較して標準財政規模が1億8,727万7千円増加し、交付税算入見込み額等が5,280万4千円増加したものの、将来負担額が4億7,333万8千円増加したことが大きく影響している。

主な内訳は、将来負担額で地方債残高が5億5,086万7千円の増、公営企業債等繰り入れ見込み額で1,034万9千円の減、これらに伴う起債残高への基準財政需要額算入見込みも3億9,269万3千円の増となった。

地方債の借入れについては、減少傾向から増加に転じている。これは、合併特例債を活用した新庁舎建設によるところが大きい。今後においてもごみ処理施設の大型投資事業も控えていることから、より綿密な計画による行政経営に努められたい。

・資金不足比率

当町の公営企業特別会計において、資金不足は発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

(3) まとめ

昨年度までと同様に、実質連結赤字及び資金不足は生じておらず、かつ、他の比率も早期健全化基準を下回っている。

しかし、今後、更なる人口減少が予測され、普通交付税の段階的縮減の中で、一般財源を確保することの厳しさが増すことは必至である。

よって、まずは、第3次多可町行財政改革大綱（平成27年度～令和元年度）に基づき行財政改革を加速度的に断行することで適正規模の経営に努めることが必須である。

また、限られた財源をいかに地域に還元し成果をあげていくことができるのか、全庁あげて経常経費も含め抜本的な事業の見直し・取捨選択に取り組んでいただきたい。

なお、起債発行額と経常経費の抑制に努めることは当然であるとしつつ、公営企業や一部事務組合等において今後予定される大型事業についても適切に把握するとともに、準元利償還金や将来負担額等の将来的推移並びに各比率の改善に繋がるよう、より一層努められたい。